

岩手県選挙管理委員会告示第20号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第19条第3項第1号の規定により、公職の候補者から次のとおり資金管理団体の指定の取消の届出があった。

令和5年3月28日

岩手県選挙管理委員会

委員長 吉田 瑞彦

資金管理団体の届出をした者の氏名	資金管理団体の名称	取消年月日
吉田 絢子	千葉じゅんこ後援会	令和4年12月18日